

令和7年第1回

上ノ国町総合教育会議議事録

日時：令和7年1月28日（火） 午後3時

場所：上ノ国町総合福祉センター 会議室

－上ノ国町教育委員会－

上ノ国町総合教育会議議事録

- 1 日時：令和7年1月28日（火） 午後3時から午後4時2分
- 2 場所：上ノ国町総合福祉センター会議室 はまる3
- 3 出席者（敬称略）
町長 部局：工藤町長
教育委員会：上野教育長、波佐谷委員、古館委員、野崎委員、水島委員
- 4 説明員：笠谷事務局長、塚田社会教育担当局長
- 5 庶務：笠谷事務局長
- 6 町長あいさつ
定刻となりましたので、総合教育会議を開会いたします。
今回は、上ノ国町教育振興に係る大綱の策定ということで、対象期間を令和7年度から11年度までの5年間で作成しております。
これを制定するにあたりまして、皆さんの意見を聞きながら、調整をしたいということでございますので、どうぞ忌憚のない意見をお願いいたします。
- 7 協議・調整事項
(1) 上ノ国町教育振興に係る大綱の策定について

町長： それでは協議事項に入ります。

上ノ国町教育振興に係る大綱の策定について、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める旨が規定されていることを踏まえ、このたび、本町において上ノ国町教育振興に係る大綱を定めるものであります。

対象期間については、令和元年度に定められました上ノ国町教育振興基本計画の対象期間が、令和2年度から令和11年度までの10年間であり、第六次総合計画との整合性を図りながら各種の教育施策を展開していること、加えて、本大綱の対象期間が文科省からの通知では、概ね4～5年程度を想定しているものであることから、教育振興基本計画の後期にあたる令和7年度から令和11年度までの5年間としています。

内容については、基本的に既に定められている町教育振興基本計

画を踏襲してはいるものの、計画期間の半分以上が過ぎようとしている現状から、一部加除修正をしております。

このことについて提案し、協議頂きたいと考えます。

なお、本大綱の詳細につきましては、事務局より説明いたします。

事務局長： （大綱について説明する。）

町長： ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑等ございますか。

教育長： 先ほど町長、事務局長からもありました本町の教育振興基本計画について、令和2年度から令和11年度までの10年間で、教育委員会、あるいは学校、あるいは関係団体等が取り組む方向性の計画として作り上げているところですが、基本的には町の上位計画の総合計画がありまして、この計画を基に整合性を図りつつ、「まちづくりはひとづくり」を主眼として、学校教育でありますとか、社会教育、また文化財の保護と活用を大きな3つの柱として推進するための計画ということで位置付けており、計画を作り上げているところがございます。今回の大綱につきましては、この教育振興基本計画を踏襲した形となっておりますので、上ノ国町教育委員会としましては、その大綱案については異議ないものと捉えておりますことをご承知おき願えればと思っております。

町長： ほかに質疑等ございますか。

全員： 異議なし

町長： 異議なしとのことで、お配りの大綱にて、この会議での協議・調整が整ったものとします。

(2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に係る協議・調整について

町長： 次に総合教育会議では、教育に関する予算の編成・執行や条例提案等に加え、その他首長の権限に関わる事項について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみでの権限に属する事項についても協議を行うことが想定されております。

それでは、教育を行うための諸条件の整備、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に係る協議について、①から④までを一括して事務局より説明をいたしま

す。

事務局長：（資料に基づいて下記項目の説明を行う。）

- ① 学校等の施設の整備
- ② 教職員等の定数確保
- ③ 就学援助の充実・状況

社会教育担当局長：（資料に基づいて下記項目の説明を行う。）

- ④ 和人とアイヌの山城ミュージアム（仮称）の整備

町長： ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑等ございますか。

古館委員： 施設のイメージについて質問する。

社会教育担当局長： 質疑に対し回答する。

教育長： 捕捉説明を行う。

古館委員： 施設のイメージについて提案する。

社会教育担当局長： 提案に対し回答する。

町長： 捕捉説明を行う。

町長： ほかに質疑等ございますか。

全員： 異議なし

町長： 異議なしとのことで、この会議での協議・調整が整ったものとなります。

8 報告事項

(1) 令和6年度小中学校における児童・生徒数の実態について

町長： 次に報告事項に移ります。

（1）令和6年度小中学校における児童・生徒数の実態について事務局より説明をいたします。

事務局長：（資料に基づいて説明を行う。）

町長： ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質問等ございますか。

古館委員： 特別支援学級について質問する。

教育長： 質疑に対し回答する。

古館委員： 特別支援学級の仕組みについて意見を述べる。

社会教育担当局長： 療育に関して意見を述べる。

教育長： 療育に関して意見を述べる。

古館委員： 教職員の配置基準について意見を述べる。

町長： ほかに質疑等がなければ、これは報告事項ですので、次に移ります。

(2) いじめに関する意識調査の集計結果（令和6年11月実施）について

町長： （2）いじめに関する意識調査の集計結果について事務局より説明をいたします。

事務局： （資料に基づいて説明を行う。）

町長： スマホ、インターネットの活用について意見を述べる。

教育長： SNSを通じてのいじめ問題について意見を述べる。

事務局： いじめに関する積極的認知について意見を述べる。

教育長： 年2回のいじめ調査について意見を述べる。

古館委員： 不登校生徒について質問する。

教育長： 質問に対し回答する。加えて、いじめに関する上ノ国中の状況、渡島・檜山管内のいじめの状況について意見を述べる。

町長： 目指すべき人間性について意見を述べる。

事務局： 乳幼児期からの情報端末との関わりについて意見を述べる。

町長： ほかに質疑等がなければ、これで令和7年第1回総合教育会議を終了いたします。